

第三弾改正電気事業法の施行から5年までに実施する電力システム改革の検証に係る意見の概要（①小売全面自由化に関するもの）

令和6年1月22日から令和6年2月21日までの31日間、電力システム改革の検証についての意見募集を行ったところ、合計47者から、合計約300件の御意見を頂戴した。

そのうち、小売全面自由化に係る御意見※の概要については、以下のとおり。

※対象施策として小売全面自由化に係るものとして選択いただいたものに加え、その他を選択頂いたもののうち小売全面自由化に関係が深いと考えられるものを抽出したもの。

No	意見概要
1	2016年度から低圧も含めた小売り全面自由化が実施されていることは評価。その中で自由化を根本から揺るがす不正閲覧事件のような事案に対しては罰則を強化して直罰を課すべき。
2	小売が全面自由化されたにもかかわらず「経過措置」という形で今なお規制料金が残っている。現状においてやむを得ない点があるのは理解するが、経過措置であるはずのものがこのまま恒久化することには歯止めをかける必要があると考える。
3	マンション高圧一括受電の事業者を電気事業法において電気事業者として位置付けるべき。カーボンニュートラルに向けて、販売する電力の排出係数、電源構成などを開示し改善すべき時代になっているにもかかわらず、現状ではマンション高圧一括受電事業者は抜け穴になってしまっていると考える。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・規制料金はシステム改革の目的の一つである「需要家の選択肢の拡大と事業者へのビジネスチャンスの創出」を妨げている。 ・規制料金制度の撤廃を速やかに行っていただきたい。 ・早急な撤廃が困難であれば、レベニューキャップ制度における期中改訂の如き適宜見直しを行っていただきたい。（例：規制料金申請の前提と実情の乖離が顕著な場合の料金改訂）
5	公平で公正な競争の実現のためには送配電の所有権分離や発販分離といった大手電力の構造的分離が不可欠である。また、小売電力事業者に対して徒に負担を増やすような措置をとるべきではない。
6	電力産業は電磁気学の「電場」という概念によって初めて「リアル」に理解できる。電場ではユーザが機器のスイッチを「オン」にすることで電力取引が成立する。大口ユーザの場合、需要を予測し電源を卸市場で調達可能である。しかし小売全面自由化によって、小口ユーザのランダムな電場が支配的となり、卸市場を通じて安定的な電力供給は困難となっている。
7	沖縄に残る高圧経過措置料金の扱いについて、『今後の小売政策の在り方について中間とりまとめ（2022年7月）』の整理を踏まえ、検討を実施していただきたい。
8	卸活性化までの当面の措置である『部分供給に関する指針』に関して、廃止要件の明確化に係る検討を実施していただきたい。

9	電力価格の安定化に資する小売電気事業者への制度的措置の導入
10	電力システム改革のうち、電力会社を選択できるようになったことをもって、電力システム改革はやってよかった評価することはやめてもらいたい。料金は高くなり、需給逼迫が起こっていることをちゃんと認識して、失敗したと評価してもらいたい。
11	安定供給の観点から、大手電力を選んでいる人がいる人のこともちゃんと考えてもらいたい。
12	多様な料金メニューが選べることをメリットとしているが、本当にそうなのか調査が必要。
13	利益率を上げる必要がある。
14	小売電気事業者はちゃんとした企業なのか審査が必要。
15	電力小売販売を行う上で、旧一電グループの販売会社が競争上優位になるような営業活動を行っていることが散見されるため、公正な販売競争が行われているか実態調査を定期的に行い、その結果を踏まえた制度設計・注意勧告等を行うなど、公正な競争環境が維持される取組を実施いただきたい。
16	<p>(小売自由化の進展)規制料金の見直しと内外無差別の徹底</p> <p>需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大においては、新電力シェアの拡大が重要である一方、燃料高騰時に規制料金に優位性が生じることから直近ではみなし小売の規制料金プランに回帰する傾向が強まっており、自由化市場を歪める原因となる懸念があるため規制料金の撤廃を検討すべきであると考えます。規制料金の撤廃については 2019 年 4 月の経過措置に関する専門会合 1 において低圧分野のエリアシェアが 5 %程度以上の有力で独立した競争事業者が 2 社以上存在するかどうかを判断基準としたことから延期とされ、現時点においてその基準には未達であるものの、家庭部門における新電力シェアは契約口ベースで 10.9% (2019 年 3 月) から 22.1% (2023 年 10 月) と大幅に向上 2 しております。一方で、新電力の持続的なシェア拡大には、内外無差別の徹底など制度面の徹底が必要であり、上述のようにシェアだけの機械的な判断による規制料金撤廃は懸念があります。よって、電力システム改革の強化、特に内外無差別の徹底を条件とした規制料金の撤廃が実施されるよう早期に検討を行う必要があると考えます (D にて後述)。</p> <p>規制料金の撤廃に際しては、旧一般電気事業者は需要家の契約情報を有しているため、その他小売事業者に対して優位な地位にあり、自社自由化メニューへの優先的な誘導を通じて需要家を自社で囲い込む懸念に留意した実施が求められます。よって、規制料金の撤廃に関する需要家への周知徹底策として、FIT 買取期間満了時の対象者への通知方法と同様に、需要家に電力会社切替情報の提供を必須とするべきだと考えます。具体的には、契約可能な新電力を含む小売事業者の提示、相談可能な電力比較サービス事業者の提示等、需要家が契約前に十分な料金メニュー等のリスク説明、経営状況の開示、複数の小売事業者の比較検討などを需要家が行うための適切な情報提供と周知期間の設定を行う必要があると考えます。</p>
17	<p>(旧一電小売による域外競争の活性化)監視の強化</p> <p>2023 年 6 月、制度設計専門会合 3 においても旧一電間のカルテル事案の検証において、旧一電の域外営業の状況や障害となる事項を書面で報告するように求めるなどして、域外営業を促したものと承知しております。しかしながら、2023 年 9 月時点での域外進出は約 2.4%と全く進展がなく、域外営業による市場活性はもとより、暗に域外進出をしないことによる競争制限 4 の可能</p>

	性も懸念されます。また、弊社の実績においても、2023年における切替実績総数に占める旧一般電気事業者小売部門の域外切替実績は5%未満となっており、電力取引報における実態と大きな乖離はありません。よって、引き続き域外営業の状況をモニタリング・公表するなど、監視の強化を行なう必要があると考えます。
18	（内外無差別の徹底）市場環境の前提となる環境整備 2024年1月17日に公正取引委員会より公表された「電力分野における実態調査報告書」5において示された内容を支持します。内外無差別の徹底として電源アクセス機会の確保は当然として、特に本報告書の中で示された旧一電小売から新電力に対する卸売取引、そして15年を超える長期契約に伴う電源アクセスが困難な状況等は早期に是正されるべき弊害であると考えます。また、会計分離においては、内部補助の担保等を目的とするまでもなく、上場企業である電力会社として当然に然るべき監査を経るべきであると考えます。一方、発販分離は慎重に検討されるべき議題であり、早急に整備されるべきは公正な市場環境だと考えます。そのため、内外無差別の徹底と監視・モニタリング、会計分離による透明性の担保が早期に実現されることが望ましいと考えます。
19	経過措置料金の撤廃・制度の見直しを検討いただきたい。
20	経過措置料金は、燃料費調整制度による上限が設定されており、上限を超過した際には、コスト割れ水準で供給せざるを得ない。また、内外無差別な卸売の進展により、小売事業者は、電力調達先の多様化を図ると見込まれるが、経過措置料金には、電源調達費用を柔軟に反映することができず、実態との乖離が進んでいく。更に、発電事業者は、利益最大化の取り組みが求められる一方、小売事業者は、発電で得られた利益を控除した経過措置料金の設定が求められることから、新電力との競争環境がより一層歪んだものになる。以上のことから、経過措置料金を早期に撤廃いただきたい。
21	現時点で経過措置料金（規制料金）を存続することが適当と考えられる、との判断を評価します。ただし、電力値上げによる家計への負担が大きくなっている状況もご理解いただき、消費者としては公正な競争環境により少しでも利用しやすい料金設定になることを望みます。
22	事業者としての規模も大きく、市場に対して多大な影響力を持っている旧一電がルール順守の先頭に立つ環境・仕組み・監視強化の体制を構築してください。
23	小売自由化の真のメリットを受けするために事実上の独占状態を解消して競争環境を改善する強制的な措置も含めた検討を（発・販分離の実施、それでも競争環境が整わない場合の所有権分離の検討、小売事業の分割検討）
24	国において、低圧部門の小売実施全事業者、排出係数、電源構成、排出係数ゼロメニューを簡単に一覧・検索できる仕組みの提供を
25	経過措置料金制度を見直ししていただきたい。
26	「適正な電力取引についての指針」を見直ししていただきたい。

27	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売全面自由化当初より、様々な競争上の課題について適切にご議論をいただいていた。不当な内部補助の防止を目的とした内外無差別卸等のコミットメント対応やそのフォローアップ、小売モニタリング等の監視の仕組みを導入いただき、公平な競争環境が整備されつつある。公平な競争環境が整備されることは、新規参入者の事業運営の予見性向上にも繋がり、小売電気事業者の創意工夫による新たなサービスの創出等、需要家の選択枝の拡大にも寄与すると考える。引き続き、公平な競争環境整備のための措置が実効的に機能するようフォローアップや改善検討を継続いただきたい。 ・今後の環境変化によって、新たに生じる課題に対しても、必要な措置を検討いただき、引き続き、公平な競争環境の整備と、競争の持続性確保に向けた取組みの検討を継続いただきたい。
28	<p>【規制料金関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料費高騰の環境下では、燃調費上限により、規制料金に必要なコストが適切に反映されず、自由料金を下回る水準で固定化される事象が生じた。規制料金が障害となり、正常な競争環境が維持されない事態は回避すべきであり、燃調費上限の水準の見直しや適正なコストの機動的な反映等を検討いただきたい。 ・尚、経過措置の指定・解除については、電力・ガス取引監視等委員会 電力の経過措置料金に関する専門会合でご議論いただいた通り「消費者等の状況」、「十分な競争圧力の存在」、「競争の持続的確保」等の側面から、事業者ごとに総合的に判断されるべきものとする。
29	<p>新電力シェアについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売自由化の歴史的経緯から、低圧は利幅がまだ大きく、高圧・特高は既に小さい。高圧や特高での新電力のシェア拡大には、十分に競争力のある大型電源（原発、大型水力）へのアクセス開放が必要ではないか。 ・エリア別の旧一電各社のシェアの高さは、当地のミドル・ピーク電源の効率性と関連している可能性が高い。地域間連系線の拡大などを通じた、他エリア電源の活用にもむけた制度設計が必要ではないか。 <p>経過措置料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規制なき独占」対策は、経過措置料金以外にもあるのではないかと。なおここ数年の経過措置料金は、どのエリアにおいても最低水準にあり、むしろ小売市場重点モニタリングを中心とした廉売の監視体制の充実が必要である。 ・現在の経過措置料金の機能のうち、低圧最終保障供給に相当するもの、また経済困窮者向けサービスに相当するものは、他の制度として充実させることが妥当ではないか。 ・以上の2点を考慮し、現行の経過措置を終了させることについて検討してはどうか。 ・（経過措置料金の配賦・レイトメイクにおいて、小売部門が長期に渡り、固定的な調達価格を想定していることは、内外無差別な卸調達の実現、という方針と整合していないことも、課題であることを付記する。） <p>小売電気事業者の登録数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者が過多である、という批判には同調できる部分がある。需給管理等の期待役割の執

	<p>行状況の他、小売ガイドライン、適取ガイドラインなどの遵守状況の評価により、ライセンスを管理してはどうか。特に公正競争上の問題行為については、厳しく取り締まるべきではないか。（これに対し、高度化法など社会志向型の制度あるいは新たに導入された制度の遵守については、未達であっても十分配慮すべきではないか。）（</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また競争環境確保という点では、小売各社に、需要家のスイッチングを阻害しないよう、情報提供（顧客番号・契約番号・地点番号の表示、消費電力量データの提供など）を促し、小売ランキング制度で評価してはどうか。そして小売ランキングの成果を、エネルギー特会に係る支援制度の要件や評価項目として利用してはどうか。 <p>多様な料金メニューについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メニューの多様化だけではなく、ユーザーインターフェイスの発展や、それに伴う新サービス（市場連動メニューのスマホアプリでの提供による需要家行動変容、DRの拡大、スマートリモコンの普及、等）も、電力システム改革の成果と見なせるのではないか。 ・需要家が、自身の消費電力量データにアクセスできるようになったこと、そして需要家データの更なる活用が進みつつあることも、電力システム改革の成果と見なせるのではないか。
30	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧需要対象の規制料金を速やかに撤廃するとともに、2019年に経過措置解除を見送った判断が妥当であったのかの検証を望む。
31	<ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガス取引監視等委員会が主導している「大手電力会社による内外無差別な卸取引の徹底」について、一旦立ち止まってその妥当性の検証を望む。 ・ロシアによるウクライナ侵攻を受けてエネルギー危機に陥った欧州が現在進めている電力市場設計の修正は、脱炭素化と電力安定供給の両立を求められる将来に向けて、既存の古い競争モデルの転換を大胆に行っている事例である。日本も古い競争モデルから転換すべきときであり、古い競争モデルに基づく卸内外無差別に徒に資源を浪費すべきでないと思料する。
32	<p>【経過措置料金】</p> <p>経過措置料金の課題を解決するべき。</p> <p>具体的には、経過措置料金を早期に撤廃していただきたい。また、撤廃までの残存期間については、可能な限り課題を解消すべく料金制度を適切に見直ししていただきたい。</p>
33	<p>【小売電気事業者の供給力確保と電力調達】</p> <p>小売電気事業者が適切に供給力を確保できるように、実需給断面で確実に供給力として kWh が確保されるよう検討いただきたい。</p>
34	<p>【新たなエネルギーリソースの活用等】</p> <p>需要家の選択肢、事業者の事業機会拡大の観点から、分散型エネルギーリソースや、経済 DR の活用について、事業者の意見を聞きながら進めていただきたい。</p>

35	<p>【税制】</p> <p>旧一般電気事業者等に対する収入金課税の見直しに向けて検討いただきたい。</p>
36	<p>【各論：①小売全面自由化：内外無差別とプライススクイズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェアな競争環境の整備の中心は、内外無差別の確保とプライススクイズの排除にある。当社が考える内外無差別は、全ての電源について大手電力と新電力が同じ条件・同じタイミングで検討し、公平にアクセスできることである。 ・大手電力ですら域外へ出ると価格競争力を失うという事態が審議会においても明らかにされており、プライススクイズもしくは内外差別が発生している事実を重く見ていただきたい。 ・低圧分野の経過措置料金（規制料金）が競争を阻害している状態にある。自由化料金よりも規制料金の方が安値という逆転現象を解消していただきたい。
37	<p>【各論：①小売全面自由化：PPA 契約と部分供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ PPA 契約の普及拡大とともに部分供給のニーズが増えているが、大手電力との協議が必要以上に長期化する傾向がある。 ・全量供給から部分供給への切り替えに際し、割引条件を変える等で他事業者の介入を排除する（自社みなし小売が介入する場合は割引条件を継続する）という極めて公正競争に反した行動も見られる。 ・大手電力による部分供給の実態の把握および公正な競争環境整備に向けた関連指針への規定をお願いする。
38	<p>大手電力と新電力の非対称な関係を是正すべき。大手電力の発電部門と販売部門は分離すべき。</p>
39	<p>規制料金（経過措置料金）について、原価を適切に反映するような料金算定規則の改正をお願いしたい。具体的には、昨今の燃料費の急激な変化にも適切に対応できるように燃料費調整制度の上限価格を撤廃するとともに、参照指標についても、現状の調達を反映するよう貿易統計以外の参照指標（JEPX 等）を使用する既定の追加などを検討いただきたい。</p>
40	<p>内外無差別原則の効果と副作用について検証を行い、（仮に副作用がある場合には）運用の一層の適切化のための措置を検討頂きたい。</p>
41	<p>経過措置料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置料金について、その解除条件の見直しを含めた検討が必要と考えます。
42	<p>内外無差別の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし小売の小売価格に、調達価格が適切に反映されていることの評価について、電圧の種類や経過措置料金・自由料金等の区分で評価し、その結果を公表することの検討が必要と考えます。

43	<p>・小売全面自由化を含む電力システム改革に際して、ここ数年で旧一般電気事業者の現場に対し、多大な負担がかかっている現状にある。</p> <p>・本来、自由化後の競争環境下における料金設定は、民間事業者の各々の企業戦略をもって行うべきものである一方、都市ガス分野では、既に大手ガス事業者の多くが小売料金規制を解除されていることを踏まえると、旧一般電気事業者のみに課される小売料金規制の経過措置は、速やかに撤廃にするべきである。仮に、それでも消費者保護策が必要であるというのであれば、別の新たな制度を設けるべきである。</p>
44	<p>・小売全面自由化や発送電分離後の電力システムの下で、消費者に対する電気の調達を担い、発電や送配電に係る費用の回収を行うのが小売電気事業者であるが、特に一部新規参入小売事業者において、本来のコストやリスクの負担を含め、電力システムの主たる担い手としての責務を疎かにする傾向がある。更にこうした事業者が市場から退出する際は旧一般電気事業者に負担をかけるにも拘らず、現状のシステム改革下では保護されていることから、新規小売事業者の参入及び退出に関して規律を強化していくべきと考える。</p> <p>・長期安定的な電源の維持・確保や燃料調達の予見性を高め、“安定供給最優先”の持続可能な電力システムを支える十分な供給力が確保されるよう、小売電気事業者に対し、発電事業者との相対取引の促進や取引所を通じた先物・先渡取引等の活性化など、一定程度の長期契約の締結を促進することが重要である。</p>
45	<p>・旧一般電気事業及び卸電気事業に働く労働者は、電力自由化後もなお、スト規制法によって、憲法が保障する労働基本権が不当に制約されている。すでに歴史的役割を終えたスト規制法は直ちに撤廃し、電力労働者の憲法上の権利を回復すべきである。</p>
46	<p>(激変緩和の在り方)経済物価政策と切り離された議論であるべき</p> <p>電気・ガス価格の激変緩和対策として令和4年度補正予算にて約3.1兆円が計上され、その後物価高対策として更なる延長が決定されたが、そもそも物価対策と激変緩和は明確に分けて議論されるべきであり、物価対策により支援が必要な対象層には社会保障など別の枠組みで支援がされるべきであると考えます。また、電気・ガスの激減緩和においては、その補填はLNG等の化石燃料の高騰に充てられており、国費の流出のみならず省エネや脱炭素化のイノベーションの阻害要因になっているため、今後行われる激変緩和対策事業においては慎重に、必要最低限で行われるべきものと考えます。</p>
47	<p>経済産業省や公正取引委員会など市場監視機関は卸電力市場のカルテルに対する監視及びそのために必要な体制を大幅に強化する必要がある。旧一電のカルテルが存在することが判明した現在、大手電力の小売部門と新電力の公平競争を守るため、罰則強化や制度改正が求められる。</p>
48	<p>(総額表示の義務化)料金の複雑化と料金説明の重要性</p> <p>新電力から新電力へのスイッチングが増加している点が、電力システム改革における電力自由化の第二幕の特徴であると考えます。ここで提案される小売メニューも、旧一電、新電力問わず従来型の標準料金メニュー、独自燃調や市場連動型など多様なメニューが提供され始めました。一部の小売電気事業者は小売指針に沿って約款や備考欄などで燃料費調整等の仕組みや料金変動のリスクを説明しているものの、実際の電力料金の提示の際には基本料金と従量料金のみでの提案を行っています。</p>

	<p>この方法は最終的な電気料金の金額が大きく変動するため、消費者への説明として不十分であると考えます。そのため、小売電気事業者が提案する電力メニューのメリットやリスクの説明を、燃料調整費等も含めた電力料金で、かつ他メニューとの比較とともに具体的に提示していない状況は、消費者保護の観点から問題であると考えます。そのため、最終単価の提示需要家に正しく情報提供が実施されるため、約款や備考欄の記載で済ますことなく、燃料費調整や独自燃調等の項目も加えた電力料金の提示をシュミレーション上でも可視化して行うよう、小売事業者に燃料費調整を記載したシュミレーションの提示を義務付けるべきと考えます。尚、イギリスにおいては、消費者に対して年間想定電気代の試算及び記載が小売事業者、比較事業者、代理店に義務付けられています。</p>
49	<p>(小売事業の透明性)社名変更と主旨の消費者同意の取得</p> <p>小売電気事業者の行政指導や行政処分歴等の会社の信用に関する情報は、消費者が契約を行う上で重要な情報ですが、近年これらの履歴を持つ小売電気事業者が社名変更を行う事例があり、小売市場の信頼を損なう懸念があると考えます。このような小売事業者の自己の利益を目的とした社名変更は小売営業指針で規定される適切な情報提供に反していると考えます。そのため、消費者に対して小売事業者が社名を変更した際に、過去の社名と提供メニューにどのような変更があったか、またはなかったかを説明することは必要最低限の小売事業者の責任だと考えます。よって、安易な社名変更により、過去の履歴等を閲覧しにくくするような事が無いよう、社名を変更する際に、その変更と主旨について消費者の同意を得ることを条件に設定すべきだと考えます。</p>
50	<p>事業者から消費者への情報提供について、電気の供給・料金プランの仕組みや再エネ賦課金、燃料調整制度による価格の動き方などについても丁寧に説明してください。</p>
51	<p>経済産業省には、消費者が多様な選択ができるよう、電力システム改革や電力自由化の全体像が見えるように、わかりやすく整理して、説明を尽くしてください。検証のための客観的な評価軸を定めて、あらゆる側面から網羅的に検証を進めてください。</p> <p>また、電力システム改革により、電気料金などの消費者への影響（メリット・デメリット）を情報提供してください。</p>
52	<p>自治体への電力販売調達、環境価値関連の報告について情報連携等についてご検討頂きたい。</p>
53	<p>・能登半島地震の復旧対応における課題・好事例などの評価を取りまとめる必要がある。加えて、都市ガス分野における大規模災害時対応に係る制度を参考としつつ、需要家と直接接点を有する小売電気事業者（新電力含む）においても、一定の責務を果たすなど、小売全面自由化などを踏まえた災害対応の在り方について検証する必要がある。</p>
54	<p>小売規制料金（経過措置料金）の撤廃</p> <p>・本来は経過措置料金の撤廃が求められるが、現在の撤廃条件を満たすには時間を要することが想定され、撤廃条件の見直しも含めて経過措置料金のあり方を検討すべき。</p> <p>・特に燃調上限については、燃料価格高騰の影響回避が難しい中、燃調上限を超えた場合は実質小売電気事業者の負担となっており、収支悪化の要因となっている。また燃調上限超過時は規制料金が自由料金より割安となり、自由化の阻害要因となり得ることも考慮すべきである。</p> <p>・規制料金の3段階料金は、ナショナルミニマムの観点で第一段階料金が安く設定されているが、設</p>

	定当初と生活環境や支援制度、ライフスタイルが大きく変わる中で、3段階料金の政策上の役割などについて整理・見直しすべきではないか。
55	<p>【内外無差別の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通告変更可能な電源を旧一電小売部門と同じように調達できるルールが必要
56	<p>【内外無差別の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧一電の卸電力販売に際しては統一したルールが必要
57	<p>【内外無差別の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非化石価値取引においても内外無差別の観点からの取扱いルールが必要
58	<p>【内外無差別の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電/小売部門を会計分離し、その詳細な会計結果を公認会計士の確認を経て開示する等のルールが必要
59	<p>【経過措置料金の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置料金については、小売部門のみの原価を審査することが必要
60	<p>【経過措置料金の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置料金の審査にあたっては、新電力に販売する卸電力料金との整合性にも配慮することが必要
61	<p>【経過措置料金の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置料金については、廃止基準を見直すとともに、規制料金はラストリゾート的位置付けの料金とすることが必要
62	<p>【小売事業の規律強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売事業の規律強化に関連して、システム改修が必要となるような頻繁な変更は行わないことが必要 ・ 変更を行う場合もシステム改修等の対応に十分な経過措置期間が必要